

新潟高教組

8.8 国人勧速報

2024年8月19日 全組合員配布

3年連続で月例給・一時金ともに引上げ！！

官民較差 11,183 円！

約 30 年ぶりとなる高水準のベースアップ

○俸給表を引上げ改定

民間給与との較差 11,183 円 [2.76%] の解消
(月収で約 4.4% の給与改善)

○ボーナス 0.10 月分引上げ

期末・勤勉手当に 0.05 月分ずつ均等配分
年間 4.50 月分→4.60 月分

○給与制度のアップデート (勧告)

**例：通勤手当支給限度額引上げ
扶養手当配偶者手当廃止 子手当増額
地域手当大きくくり化 等**

人事院は8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与について勧告・報告を行いました。今後、地方段階のたたかいに移行することとなりますが、この人事院勧告が人事委員会勧告に与える影響等を分析し、わたしたちの要求を人事委員会勧告に反映させるためのたたかいを積極的に展開していく必要があります。

「職員の給与勧告」、「公務員人事管理に関する報告」のポイントは次のとおりです。

【「職員の給与に関する報告」、「勧告」のポイント】(特に重要な部分はアンダーライン)

◎給与勧告制度の基本的考え方

- 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定。
- 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものでもあり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

◎民間給与との比較に基づく給与改定等

<月例給>

民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 **11,183円(2.76%)** (※国家公務員が11,183円(2.76%)下回る)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与405,378円、平均年齢42.1歳]

○俸給表

①行政職俸給表(一)

・民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定

[内訳:俸給9,863円 寒冷地手当80円 はね返し分1,267円]

・**採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ(給与制度アップデート先行実施)**

◇一般職試験(高卒)+12.8%[+21,400円] ◇一般職試験(大卒)+12.1%[+23,800円]

◇総合職試験(大卒)+14.6%[+29,300円]

・**若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定**

・平均改訂率:全体3.0%[1級11.1%、2級7.6%]

・勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))

月額416,561円(+11,183円(+2.76%)) 年間給与6,916,000円(+228,000円(+3.4%))

<ボーナス>

直近1年間(昨年8月から本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の平均支給月数を比較

○民間の支給割合**4.60月**[公務の平均支給月数…現行**4.50月**]

○民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間**4.50月分→4.60月分(+0.10月分)**

支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

| | | 6月期 | 12月期 |
|--------|------|--------------|-------------------------|
| 24年度 | 期末手当 | 1.225月 | 1.275月(現行1.225月) |
| | 勤勉手当 | 1.025月(支給済み) | 1.075月(現行1.025月) |
| 25年度以降 | 期末手当 | 1.25月 | 1.25月 |
| | 勤勉手当 | 1.05月 | 1.05月 |

<寒冷地手当>(手当額改定:24年4月1日 支給地域決定:25年4月1日)

民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。

| 地域区分 (新潟県はすべて4級地に該当) | 世帯等の区分 | | |
|-------------------------|-----------------------|------------------|----------------|
| | 世帯主である職員 扶養親族のある職員 | | その他の職員 |
| | その他の世帯主である職員 | | |
| 4級地(現行) | 19,800円(17,800円) | 11,400円(10,200円) | 8,200円(7,360円) |

新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき支給地域を改定

新たな支給地域

長岡市 三条市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 佐渡市
魚沼市 南魚沼市 東蒲原郡 南魚沼郡 中魚沼群 岩船群

現行支給地域

長岡市 小千谷市 十日町市 見附市 栃尾市 糸魚川市 新井市 北蒲原郡中条町 南蒲原郡下田村及び中之島町 東蒲原郡 三島郡越路町及び与板町 古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼群 刈羽郡高柳町及び小国町 東頸城郡 中頸城郡吉川村 妙高高原町 中郷村 妙高村 板倉町 清里村 及び三和村 西頸城郡青海町 岩船群関川村 朝日村及び山北町

◎給与制度のアップデート

○人材の確保への対応 ○組織パフォーマンスの向上

○ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応

①俸給 係員級:新卒初任給の引上げ 係長級~本府省課長補級:俸給の最低水準の引上げ等
本府省課室長級:職責重視の俸給体系への見直し

②地域手当 地域手当の大きくくり化等

・支給地域の単位の広域化 ・級地区分を7級地から5級地へ

・支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮 ・級地区分の見直し期間を短縮

| 級地(支給割合) | 都道府県 | 都道府県級地と異なる地域 |
|----------|------|--------------|
| 1級地(20%) | | 東京都:特別区 |
| 2級地(16%) | 東京都 | 茨城県:つくば市 |

| | | |
|----------|--|--|
| | | 神奈川県：横浜市 川崎市 藤澤市 厚木市 大阪府：大阪市 吹田市 |
| 3級地（12%） | 神奈川県 大阪府 | 茨城県：取手市 守谷市 埼玉県：さいたま市 志木市 和光市 千葉県：千葉市 成田市 袖ヶ浦市 印西市 愛知県：名古屋市 刈谷市 豊田市 豊明市 兵庫県：西宮市 芦屋市 宝塚市 |
| 4級地（8%） | 愛知県 京都府 | 宮城県：仙台市 多賀城市 茨城県：水戸市 日立市 土浦市 竜ヶ崎市 牛久市 埼玉県：川越市 東松山市 上尾市 朝霞市 坂戸市 千葉県：市川市 船橋市 松戸市 佐倉市 柏市 市原市 富津市 浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市 鈴鹿市 滋賀県：大津市 草津市 栗東市 兵庫県：神戸市 尼崎市 明石市 伊丹市 川西市 三田市 奈良県：奈良市 大和郡山市 天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市 蜂須賀市 福津市 |
| 5級地（4%） | 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県 | 北海道：札幌市 群馬県：前橋市 高崎市 太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市 松本市 塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市 橋本市 岡山県：岡山市 倉敷市 香川県：高松市 |

③その他諸手当

○扶養手当の見直し 2年間で段階的に実施

| 扶養親族 | | 現行 | 25年度 | 26年度 |
|----------|----------|---------|--------|---------|
| 配偶者 | 行(一)7級以下 | 6,500円 | 3,000 | 廃止 |
| | 行(一)8級 | 3,500円 | 廃止 | |
| 子(1人当たり) | | 10,000円 | 11,500 | 13,000円 |

○通勤手当の引上げ・支給要件拡大等

- ・支給限度額を15万円に引上げ ・新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
- ・育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能に
- 【現行】 在来線運賃相当額（上限5.5万円）+新幹線特急料金1/2相当額（上限2万円）
- 【見直し後】 在来線運賃相当額+新幹線特急料金相当額（上限15万円）

④ボーナス

○勤勉手当の成績率上限の引上げ（平均支給月数の3倍に設定）

⑤再任用された職員への手当支給の拡大（異動の円滑化に資する手当を新たに支給）

○住居手当 ○特地勤務手当（準ずる手当） ○寒冷地手当 ※支給額は一般職員と同様

【「本年の育児休業等に関する法律についての意見の申出」のポイント】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢の応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
育児をする者を含め誰もが能力を十分に発揮できる公務職場の実現、公務の魅力向上
- 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

★今後の人勧期闘争予定 太字は支部へ参加要請があるものです

- 9月2日（月）地公労人事委員会総務課長交渉
- 9月10日（火）**新教連 教育委員会交渉**
- 9月12日（木）人事委員会委員長交渉 ※地公労評議員会、交渉支援集会
- 10月上旬 地公労 人事委員会事務局長交渉

.....2024 人勧期闘争をたたかいぬこう！.....